

議案第 21 号

石岡市文化芸術推進条例を制定することについて

石岡市文化芸術推進条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 22 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

文化芸術基本法に基づき、所要の条例を制定し、文化芸術の推進に関する施策を実施するため。

石岡市文化芸術推進条例

石岡市は、太古の昔から霞ヶ浦と筑波山系の恵みあふれる豊かな地として、人々の生活の営みが積み重ねられ、中世に至るまで常陸の国の政治、経済及び文化の中心地として栄えてきました。近世以降も、人々はこの地の恵みの中で商業や農林漁業に勤しみ、明治期には県下屈指の商都として名をはせました。その先人たちの足跡は、舟塚山古墳、常陸国府跡、常陸国分寺跡、常陸国分尼寺跡、瓦塚窯跡等の数多くの歴史遺産として、現代の私たちに引き継がれてきました。

また、先人たちはこの時の流れの中で、多彩な文化芸術を生み、育て、次の世代に伝えてきました。これらの輝かしい事績とその精神は、今も私たちに脈々と受け継がれています。

このようにして育まれてきた文化芸術は、ふるさとへの誇りと愛着を深める上で欠かせない私たちの財産であり、心豊かな生活を築く礎としての役割を果たしながら、地域に活力を生み、新たな文化芸術を創造し、継承していく精神のよりどころとなります。

文化芸術は、私たち一人ひとりに心の豊かさや潤いをもたらし、時に喜びや感動を与えてくれる欠くことのできないものです。そして、世代や価値観を超え、地域のコミュニティを育んでいく貴重な財産となっていくものと言えます。

私たちは、この地で育まれてきた文化芸術の素晴らしさを再認識し、受け継がれてきたものを後世に伝え、多様な価値観を認め合いながら、新たなものを創造する地域社会を築き上げていくことを求められています。多様な主体が協働して、後世の人達へ輝かしい文化芸術を遺し、そして新たな創造性を発揮することで、心の豊かさや幸福感を感じることが出来る魅力ある石岡市を築き上げていくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「基本法」という。）の趣旨を踏まえ、文化芸術の推進に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに市民及び文化芸術に関する活動を行う団体（文化

芸術に関する活動を支援する事業者を含む。以下「文化芸術団体等」という。)の役割を明らかにするとともに、これらの主体が共に、文化芸術の推進に関する施策を実施することにより、伝承と創造による地域文化の向上を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の推進に当たっては、市民一人ひとりが、文化芸術の担い手であることを認識するとともに、自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の推進に当たっては、市民が等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、及び創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展並びに市の歴史、風土等を反映した特色のある文化芸術の育成及び向上が図られなければならない。

4 文化芸術の推進に当たっては、市、市民及び文化芸術団体等が連携し、協働して取り組まなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市の特性に応じた文化芸術の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、文化芸術に関する施策を推進するため、広く市民の意見が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、文化芸術を継承し、創造する役割を担うものとする。

2 市民は、主体的に文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を展開することにより、文化芸術の担い手としての役割を果たすよう努めるものとする。

3 市民は、多様な文化芸術活動を理解し、尊重するとともに、創る人と観る人が相互に交流を深めるよう努めるものとする。

(文化芸術団体等の役割)

第5条 文化芸術団体等は、基本理念にのっとり、主体的に文化芸術活動の充実及び人材の育成に努め、文化芸術活動を発展させる役割を担うものとする。

(市文化芸術推進基本計画)

第6条 市は、基本法第7条の2の規定に基づき、文化芸術の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の推進に関する基本的方針
- (2) 文化芸術の推進に関する基本施策
- (3) その他文化芸術の推進に関し必要な事項

(文化芸術の推進に関する施策)

第7条 市は、基本計画に基づき、文化芸術の推進を図るため、必要な施策を講じるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。